

# 軽自動車税の税率が変わります

税制改正により平成28年度から下記のとおり軽自動車税の税率が変わります。

## ●原動機付自転車、二輪小型自動車や125cc超のバイク、小型特殊自動車など

車種区分		現行税率	新税率
		平成27年度	平成28年度から
原動機付 自転車	50cc以下	1,000円	<b>2,000円</b>
	50cc超～90cc以下	1,200円	<b>2,000円</b>
	90cc超～125cc以下	1,600円	<b>2,400円</b>
	ミニカー	2,500円	<b>3,700円</b>
軽二輪(125cc超～250cc以下)		2,400円	<b>3,600円</b>
小型二輪(250cc超)		4,000円	<b>6,000円</b>
小型特殊 自動車	農耕作業用	1,600円	<b>2,400円</b>
	その他	4,700円	<b>5,900円</b>
専ら雪上を走行するもの		2,400円	<b>3,600円</b>



## ●三輪以上の軽自動車

最初の新規検査年月(車検証の「初度検査年月」をご参照ください)によって、現行の税率、新税率、重課税率のいずれかの税率が適用されます。平成28年度では一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車について、その燃費性能に応じ税率を軽減するグリーン化特例(軽課)が適用されます。

車種区分			税率(年額)					
			現行税率	新税率	軽減税率			重課税率
					グリーン化特例(軽課)の対象となる車両 (平成27年4月1日～平成28年3月31日までに新車登録した車両)			
			平成27年3月31日までに登録した車両	平成27年4月1日以降に新車登録した車両	軽減要件			初度検査年月から13年経過した車両
					①75%軽減	②50%軽減	③25%軽減	
三輪車			3,100円	<b>3,900円</b>	1,000円	2,000円	3,000円	<b>4,600円</b>
四輪	乗用	自家用	7,200円	<b>10,800円</b>	2,700円	5,400円	8,100円	<b>12,900円</b>
		営業用	5,500円	<b>6,900円</b>	1,800円	3,500円	5,200円	<b>8,200円</b>
	貨物	自家用	4,000円	<b>5,000円</b>	1,300円	2,500円	3,800円	<b>6,000円</b>
		営業用	3,000円	<b>3,800円</b>	1,000円	1,900円	2,900円	<b>4,500円</b>

※グリーン化特例の軽減要件(以下の軽減割合は新税率を基準としています。)

- ①75%軽減：乗用・貨物で電気自動車、天然ガス自動車該当します。
- ②50%軽減：乗用でH32燃費基準値より、20%以上燃費性能の良い車両、貨物でH27燃費基準値より35%以上燃費性能の良い車両が該当します。
- ③25%軽減：乗用でH32燃費基準値を満たす車両、貨物でH27燃費基準値より15%以上燃費性能の良い車両が該当します。



ここを確認してください  
 最初の新規検査年月は、自動車検査証の  
 「初度検査年月」に記載されています。

番号 [ ] 自動車検査証 平成 [ ] 軽自動車検査協会

新潟 [ ]	交付年月日 平成 21年 [ ]	初度検査年月 平成 21年 7月	軽自動車の種別 自動車	用途 乗用	自動車・軽自動車の別 自家用	車体の形状 箱型		
[ ]	乗車定員 4人	[ ]	車両重量 900kg	車両総重量 1120kg	長さ 399cm	幅 147cm	高さ 164cm	
[ ]	型式 KF	燃料の種類 ガソリン	総排気量 0.65L	前軸重 560kg	後軸重 340kg	型式指定番号 16136	種別区分番号 0003	
使用者 氏名又は名称 [ ]								
住 所 新潟県村上市 [ ]	[15512 0280]							

## いま一度ご確認ください

### 廃車は早めの手続きを

毎年、4月1日を課税基準日として車両の区分に応じ、その所有者または使用者の人に賦課されます。平成28年4月2日以降に廃車や名義変更をしても、1年分の税金を納めていただくこととなりますので、早めの手続きをしてください。

### 農耕車両のナンバー登録をしましょう

乗用の農耕作業用のトラクターや田植え機などは、公道を走行しなくても軽自動車税の課税対象となります。まだナンバーをつけていない車両を所有している人は、車名、車体番号のわかるものと印鑑をお持ちの上、手続きをしてください。

### 車両はないが手続きをしていない場合

廃棄や譲渡、盗難などで、車両が手元がない場合は、4月1日までに申し立てが必要です。申し立てをしないと課税されますので、早めに申し立てを行ってください。手続きに必要な物など、詳しくは税務課または各支所地域振興課市民生活室までお問い合わせください。

## 軽自動車税の減免制度

身体などに障がいがあり、歩行が困難などの事情がある人が、自家用車などを所有し、使用する場合に、一定の要件に当てはまるものは軽自動車または普通自動車のいずれか1台に限り、減免を受けることができます。詳しくは税務課収納対策室までお問い合わせください。

- 申請期間  
納税通知書が届いた日から、**平成28年5月24日(火)まで**
- 申請場所  
税務課または各支所地域振興課市民生活室
- 申請に必要なもの  
軽自動車税納税通知書・障害者手帳など(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳)・運転免許証・車検証・印鑑



※平成28年度から減免申請の際に**マイナンバー(個人番号または法人番号)**の記入が必要となりますので、個人番号カードまたは通知カードを、必ず持参してください。運転免許証、障害者手帳とあわせて、個人番号確認、本人確認をさせていただきます。代理の人が手続きする場合は、必ず本人確認(代理人本人)ができる公的な身分証明書(運転免許証など)を持参してください

●問い合わせ 税務課収納対策室 ☎53-2111(内線212)